

申請年月日	20	年	月	日
共済会番号		職 場 番 号		
共済会名		職 場 名		
加入者	個 人 番 号			
	フリガナ			
	氏 名	印		

本申請書ならびに添付資料(戸籍謄本等)に記載されている全員が「個人情報に関するお知らせ」について同意します。

住 所	〒	都 道 府 県	市 区 郡	TEL ( )
-----	---	---------	-------	---------

振込口座	銀行 労金 農協	支店名	支店番号	口座番号
	信用金庫 信用組合	預金種目	フリガナ	
		普通 貯蓄	口座名義人	

口座名義人は加入者本人とします(加入者死亡時を除く)

給付申請事由

事由発生日	20	年	月	日
-------	----	---	---	---

該当する内容に 印をするか、または必要事項を記入してください

慶 事	<input type="radio"/> 結婚 <input type="radio"/> 結婚記念日 … 水晶婚式(15年) 銀婚式(25年) 翡翠婚式(35年) <input type="radio"/> 出産 <input type="radio"/> クリスタル給付 (生年月日 年 月 日)			
療 養	期間	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日 連続して30日以上病気欠勤をした場合に適用されます		
死 亡	氏名	受取人	加入者が死亡の場合、ご記入ください	
	<input type="radio"/> 加入者 <input type="radio"/> 配偶者 <input type="radio"/> 子ども <small>25歳未満の未婚未就業の子ども</small> <input type="radio"/> 父 母 <small>給付は2回を限度。ただし、義父母、養父母も対象とします</small>		続柄	
火 災 建物坪数 坪	<input type="radio"/> 全焼(66%以上) <input type="radio"/> 半焼(20%~66%) <input type="radio"/> 部分焼(20%未満)			
自然災害 建物坪数 坪	<input type="radio"/> 全壊・流失(66%以上) <input type="radio"/> 半壊(20%~66%) <input type="radio"/> 部分壊(20%未満) <input type="radio"/> 床上浸水・・・床上 cm <input type="radio"/> 床下浸水			
災害見舞金	<input type="radio"/> 救助法適用見舞金 <input type="radio"/> 別棟見舞金 <small>2009年3月31日までの災害が対象</small>			

「個人情報に関するお知らせ」 給付申請書と給付申請にかかわる書類等にご記入いただいた個人情報は給付の用にのみ利用させていただきます。また、再保険のため損害保険会社等へ上記の目的の範囲内で提供する場合があります。

共済会で記入

掛金の相殺	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
年 月 ~ 年 月	
600円 × カ月 =	円
精算先	<input checked="" type="radio"/> 共済会 <input type="radio"/> 全教共済

共済会受付	全教共済受付
年 月 日	年 月 日

# 総合共済 給付申請をされる方へ

## 1. 給付の事由が発生したら

「給付申請書」等の該当欄に必要事項を記入し、必要書類を添付して、職場の担当者もしくは共済会へ提出して下さい。申請期限は2年間です。お早めに申請してください。

## 2. 請求に必要な資料と解説

給付事由が発生したら総合共済給付申請書の他に以下の添付書類が必要です。

### 出産祝金 (はいずれか必要)

	母子手帳 の写し	戸籍抄本 (個人事項証明)
加入者本人 または配偶者		

\* 母子手帳は出生年月日と親子関係が確認できる部分(保護者の記入欄・出生届済証明の頁)をコピーして下さい。

\* 双子以上の場合は、それぞれ給付されます。

\* 医療共済にご加入の場合、出産祝金の申請書を別途提出する必要はありません。

### 結婚祝金・結婚記念日祝金・クリスタル給付 (は必要、はいずれか必要)

	戸籍抄本 (個人事項証明)	婚姻受理 証明書	扶養手当 証明書	給付事由 証明書
結婚祝金				
結婚記念日 祝金			(注1)	
クリスタル 給付				(注2)

\* 結婚記念日は水晶婚式(15年)、銀婚式(25年)、翡翠婚式(35年)のいずれかに達したときに1回に限り給付します。戸籍抄本は事由発生日以降のものがが必要です。

\* クリスタル給付は、共済加入期間10年以上かつ40歳以上の独身で慶事給付を受けていない方に給付します。

(注1) 扶養手当証明書とは、被扶養者の氏名・続柄・支給開始日が記入されているもので、この場合は支給開始日を結婚年月日と読み替えます。

(注2) 当会所定の「給付事由証明書」に分会長氏名の記入と押印のあるものです。分会長の証明が得られない場合は、他の組合役員の証明を得てください。

### 療養見舞金 (はいずれか必要)

	出勤簿の写し	療養欠勤証明書 (所属長の証明)
療養見舞金		

\* 連続して30日以上有病欠勤の場合に給付されます。この場合、「病欠」「療養」など、病気欠勤が確認できる内容に限ります。有給休暇も日数に算入できます。

\* 30日以上入院していることが確認できる診断書でも受付けます。

\* 給付は1年につき1回です。2回目以降の申請の場合は、前回給付の際の最初の欠勤日より1年以上経過していることが条件となります。

### 火災・自然災害見舞金 (は必要、は必要な場合がある)

居住者	罹災証明書	被災写真	住民票	被扶養者 認定証明書	その他の資料
加入者本人			(注1)		(注2)
扶養親族					(注3)

\* 加入者および扶養親族が現在居住している建物(いずれも自家・借家は問いません)の火災・風水震雪害に給付されます。ただし、学生・生徒の下宿・アパート・間借等の被災には給付されません。

\* 罹災証明書は公共機関が発行するものです。ただし分会長、町内会長の証明でも受付けます。

\* 被災写真は、被災建物の全景および該当する被災箇所を写したもので、10枚前後必要です。

(注1) 被災建物の住所と総合共済加入申込書に記載された住所(登録事項の変更を含む)が異なる場合。

(注2) 事由発生が2009年3月31日以前の申請につきましては、被災状況見取図の添付が必要です。

また、2009年4月1日以降の申請でも、被災状況見取図が必要となる場合があります。

(注3) 自家の場合は、固定資産税納付証明書、借家の場合は賃貸契約書の写しが必要です。

救助法適用見舞金（ は必要）

	救助法適用見舞金申請書	各共済会の証明	被扶養者認定証明書	住民票
加入者本人	個人用又は職場回覧用			
扶養親族	被扶養親族用			

（適用地域）建物・身体等に何らかの被害があった場合  
（隣接地域）居住する建物に被害があった場合

\* 火災・風水震雪害により、災害救助法・激甚法等が発令された地域（適用地域）内に居住する加入者および扶養親族が建物・身体等に何らかの被害を受けた場合、また災害救助法・激甚法適用地域の隣接地域に居住する加入者および扶養親族の建物が被害を受けた場合に給付されます。

死亡見舞金（ は必要、 はいずれか必要）

	戸籍謄本	戸籍抄本	給付事由証明書(注2)	訃報の写し(注1)	埋葬証明書(死産の場合)
加入者本人					
配偶者					
子ども(注3)					(注4)
父母(注5)					

\* 戸籍謄本(抄本)とは、該当者の死亡および加入者との関係が確認できるものです。

(注1) 訃報とは学校が作成するもので死亡者名・死亡年月日・本人との続柄が記入されているものです。

(注2) 当会所定の「給付事由証明書」に分会長氏名の記入と押印のあるものです。分会長の証明が得られない場合は、他の組合役員の証明を得てください。

(注3) 子どもは加入者と生計をともにする25歳未満(未婚・未就業)が給付の対象となり、妊娠85日以上以上の胎児が死亡して出産したとき、また生後2週間以内の死亡した場合も含まれます。

(注4) 死産の場合は埋葬証明書または死胎火葬許可書が必要です。

(注5) 義父母、養父母も対象とします。養父母は養子縁組を問いません。給付は2回を限度とします。

退職・退会給付（ はいずれか必要）

	退職辞令の写し	退職(予定)証明書
退職・退会給付		

\* 「退職餞別金申請書(兼退教総合共済加入申込書)」、または「退職・退会給付申請書」にご記入下さい。

\* 総合共済の加入日より掛金納入期間が1年以上経過して退職した場合に給付されます。加入1年未満で引き続き退教総合共済に加入される場合は、退職・退会給付相当額を退教総合共済掛金へ充当できます。

解約払戻金

	分会長・組合役員 または各共済会の証明
解約払戻金	

\* 「総合共済解約届兼払戻金請求書」にご記入下さい。添付書類は必要ありません。

\* 加入期間(掛金納入期間)1年未満で解約の場合は返戻されません。

\* 1年以上5年未満の場合でも、すでに1回以上給付を受けた場合は返戻されません。何の給付も受けていない場合は半額返戻されます。

\* 5年以上の場合は、払込済掛金総額より給付済金額を差し引いた残額が返戻されます。差し引いた額がマイナスの場合は0円とみなします。

全教共済が必要と認めた場合、上記以外の書類を求める場合があります。

ご不明な点がございましたら、各共済会もしくは全教共済までご連絡ください。

「個人情報に関するお知らせ」

給付申請書と給付申請にかかわる書類等にご記入いただいた個人情報は給付の用にのみ利用させていただきます。また、再共済のため損害保険会社等へ上記の目的の範囲内で提供する場合があります。